

玉税住第832-2号

一般廃棄物処理業許可書

住 所 津市戸木町5012番地
氏 名 ㈱三功
代表取締役 片野 宣之 様

令和6年2月6日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件をつけて許可する。

令和6年3月15日

玉城町長 辻 村 修

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 事業種目 | 事業系一般廃棄物 収集・運搬 |
| 2 事業区域 | 玉城町全域 |
| 3 許可期間 | 令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 |
| 4 条 件 | 別紙記載のとおり |

(別紙)

【許可条件】

- 1 関係法令等に違反しないこと。
- 2 搬入する処理施設は伊勢広域環境組合とする。
- 3 搬入できる事業系一般廃棄物は、紙くず・木くず・生ごみ（残飯・果物・野菜くず）等の可燃物とする。また、搬入できる家庭系一般廃棄物は、引越し・家屋解体及び生前整理・遺品整理によって生じる一時多量の家庭系一般廃棄物とする。古新聞・古雑誌・ダンボール・布類等については、資源化处理すること。
- 4 伊勢広域環境組合への搬入は、業務の行う日の指定時間に限るものとし、細部については玉城町長及び伊勢広域環境組合管理者の指示に従うこと。
- 5 許可条件、その他指示事項に違反したときは、許可を取り消すことがある。
- 6 許可車両は、下記のとおりとする。
【三重830す3512】 【三重130さ3536】 【三重800さ4729】
【三重800さ8026】 【三重830そ350】
- 7 申請書記載事項に変更があったときは、その日から10日以内に町長に書面で届けること。
- 8 業務の一部又は全部を休止、又は廃止しようとするときは、その10日前までに町長に書面で届けること。

【指示事項】

- ・ 収集の要請については速やかに応ずること。
- ・ 収集及び運搬について衛生かつ安全に行うこと。
- ・ 収集したごみは午前8時30分から午後4時45分までに伊勢広域環境組合へ搬入を終えるものとする。
- ・ 搬入量は、1ヶ月分まとめて翌月10日までに「一般廃棄物処理量報告書」により報告するものとする。
- ・ ごみの投入処分については、伊勢広域環境組合の指示に従い安全に留意すること。